

■災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県名	自治体名等	送付先	取扱期間
東京都	日本赤十字社	〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3 日本赤十字社 パートナーシップ推進部 (平成 28 年新潟県糸魚川市大規模火災 義援金窓口)	2016年12月27日（火）から 2017年3月31日（金）まで
新潟県	共同募金会 糸魚川支部	〒941-0058 新潟県糸魚川市寺町 4-3-1 糸魚川市社会福祉協議会 共同募金会糸魚川支部	2016年12月27日（火）から 2017年3月31日（金）まで
	糸魚川市	〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5 糸魚川市会計課	2016年12月27日（火）から 2017年3月31日（金）まで

※今後、この度の火災による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行なう救助団体の、追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、日本郵便株式会社 Web サイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/>